

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	六八	○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	六三
○地籍調査の成果について認証した件四件	六八	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	六三
公 告		○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	六三
○一般競争入札を行う件	六九	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	六三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件	六〇	○指定居宅介護サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三
○指定居宅介護支援事業者を指定した件	六二	○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	六三
○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	六二	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三
○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	六二	○指定介護療養型医療施設が指定を辞退した件	六二
○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三
		○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三
		○指定介護予防サービス事業者を指定した件	六三
		○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	六三
		○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六三
		○基本測量の実施について通知があった件	六四
		福 島 県 教 育 委 員 会	六四
		○福島県立会津学鳳中学校条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定める規則	六四
		福 島 県 公 安 委 員 会	六四
		○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催する件	六五
		福 島 県 警 察 本 部	六五
		○落札者を決定した件	六五
		正 誤	六五
		○平成十九年七月六日付け号外第五十六号中	六六

## 告 示

### 福島県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月二十四日から同年九月二十五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県告示第五百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称  
会津若松市

二 成果の名称  
会津若松市湊町大字平潟の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンキ郡山店 郡山市大槻町字前畑十六番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

- 1 混雑時において出入口に接道する市道の交通の輻輳が予想されるため、交通整理員の配置について配慮すること。
- 2 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ、適正なりサイクルを推進すること。
- 3 営業騒音、駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてより一層の配慮をすること。
- 4 当該届出における行為については、郡山市景観づくり条例に基づき、平成十九年三月十二日付けで大規模行為届出を受けており、平成十九年三月十六日付け一八郡指第一四一―二四三号で屋外広告物についての助言を行っているため、その内容を検討し、反映することが望ましい。
- 5 夜間照明による光害が生じないよう、照明の位置、角度等に十分配慮すること。  
(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第五百七十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津若松

市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市神指町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第五百八十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市中田町柳橋の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第五百八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市湖南町館の一部及び横沢の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

公 告

公告第四百七十七号

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号)第二百四十六條第一項の規定に基づき公告する。

平成十九年八月二十四日

一 入札に付する財産  
土地

福島県知事 佐藤 雄 平

所 在 地	地 目 等	地 積 (㎡)
1 河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲三七四番一	宅地	一、五七二・六三
2 河沼郡会津坂下町大字白狐字北原甲三七七番一	宅地	一、〇一九・七三
3 会津若松市山鹿町二二二	宅地	四二〇・二〇

二 予定価格

一の1の物件 一三、五二〇、〇〇〇円

一の2の物件 七、八五〇、〇〇〇円

一の3の物件 二一、九〇〇、〇〇〇円

当該入札は、予定価格事前公表対象入札である。

入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

二 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当する者で当該各号のいずれかに該当する事実のあった後二年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

四 入札参加資格の確認

一 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

二 入札参加資格の確認は、一般競争入札参加申込書の提出をもって行うものとする。

五 入札参加資格の確認に必要な書類の提出等

一 申込みに必要な書類の配布

(一) 配布期間 平成十九年八月二十四日(金)から同年九月十四日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 配布場所 福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七

〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)

(三) 配布方法 福島県総務部財務領域公有財産グループにおいて手交する。なお、郵送による配布を希望する場合は、百四十円分の切手を同封して福島県総務部財務領域公有財産グループへ請求すること。

2 契約条項を示す期間及び場所

(一) 期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。  
(二) 場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。

3 入札参加資格確認申込みに必要な書類の提出

(一) 受付期間 1の(一)に掲げる期間に同じ。  
(二) 受付場所 1の(二)に掲げる場所に同じ。  
(三) 提出書類 一般競争入札参加申込書及び関係書類 一式  
(四) その他 書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は、平成十九年九月十四日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。

4 その他

(一) 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。  
(二) 提出書類は、返却せず、他の用途には使用しない。

六 入札参加資格の確認結果の通知

1 入札参加資格の確認結果については、書面で申込者に通知する。

2 通知書発送日 平成十九年九月十九日(水)

3 2により説明を求めるときは、平成十九年九月二十一日(金)までに福島県総務部財務領域公有財産グループ参事に書面を提出しなければならない。

4 3により書面が提出されたときは、平成十九年九月二十五日(火)に書面により回答を通知するものとする。

七 物件説明会の日時及び場所

1 日時 一の1及び2の物件 平成十九年九月二十八日(金) 午後一時から

一の3の物件 平成十九年九月二十八日(金) 午後二時から

2 場所 福島県会津若松合同庁舎本館二階会議室(会津若松市追手町七番五号)

八 入札の日時及び場所

1 日時 一の1の物件 平成十九年十月五日(金) 午前十時三十分から(受付は、午前十時から)

一の2の物件 平成十九年十月五日(金) 午前十一時三十分から(受付は、午前十一時から)

一の3の物件 平成十九年十月五日(金) 午後一時三十分から(受付は、午後一時から)

2 場所 福島県会津若松合同庁舎本館二階会議室(会津若松市追手町七番五号)

3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格通知書を持参すること。

九 入札方法

1 郵送及び電送による入札は、認めない。

2 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。

3 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

十 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金

(一) 入札金額の百分の三以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

(二) 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。

(三) 落札者が落札の日から十四日以内に契約しないときは、入札保証金は福島県に帰属する。

2 契約保証金

落札者は、契約の締結の時までに、売買代金の額の百分の五以上の額を現金又は小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により納付すること。

十一 入札の取りやめ又は延期

入札を取りやめ、又は延期する場合には、福島県報への登載又は福島県庁前掲示場に掲示することにより公告する。

十二 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

十三 契約の締結

落札者は、落札の日から十四日以内に契約を締結しなければならない。

十四 その他

その他不明な点については、福島県総務部財務領域公有財産グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階 電話〇二四一五二一七〇七七)に照会すること。

(財務領域公有財産グループ)

公告第四百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年八月三日

二 名称

特定非営利活動法人福島県松川運動記念会

三 代表者の氏名

大学 一

四 主たる事務所の所在地

五 福島県福島市舟場町三番二十六号  
定款に記載された目的

この法人は、広く国民及び地域住民にたいして、松川（松川事件等に関する）資料の蒐集、整理、保管、研究、公開等を行い、広く民主主義のために果たした歴史的意義と基本的人権、社会正義、平和の大切さを学ぶための資料として、21世紀の人権を守る運動と平和の推進を図る活動に資される活動を行う。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成十九年八月三日

二 名称

特定非営利活動法人青いそら

三 代表者の氏名

佐藤 幸子

四 主たる事務所の所在地

福島県伊達郡飯野町大字大久保字西戸三十二番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、生活に支援を要する、障がい者、高齢者をはじめとした地域住民に対して必要な支援を行うとともに、多様な生命が共に生きる環境保全型農業の普及を図ることで、それぞれの違いを持った人々が、共に豊かに生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成十九年八月三日

二 名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

井上 トヨ

四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市渡利字薬師町百二十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障壁者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、障壁者の基本的人権の確立と共生に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
パーソナルケア スタッフ常磐	いわき市常磐上 湯長谷町山ノ神 一四一四	パーソナルケ アスタッフ株 式会社	福島県いわき市 中央台飯野四丁 目二一四	平成一九年 八月一日
居宅介護支援事 業所やわらぎ	伊達市箱崎字布 川一三〇一	在宅福祉会や わらぎ企業組 合	同 県伊達市姥 川五一五	同

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第四百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあっては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
財団法人太	郡山市熱海町	財団法人太	福島県郡山市	平成一九年	短期入所

田綜合病院 附属太田熱 海病院	熱海五丁目二 四〇	田綜合病院	西ノ内二丁目 六一一八	七月三二日	療養介護
ヘルパース テーション ふぁみりあ	同 市堤二丁 目一三三	有限会社恵 比寿	同 市 堤二丁目一三 三	同 年 六月三〇日	訪問介護
田村市指定 訪問入浴介 護事業所	田村市船引字 東中子縄七	社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会	同 県田村市 船引字東中子 縄七	同	訪問入浴 介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
医療法人社団愛 恵会愛恵訪問看 護ステーション	石川郡石川町字 古館三七	医療法人社団 愛恵会	福島県石川郡石 川町字下泉一七 一	平成一九年 七月一日
指定居宅介護支 援事業所ささや	福島市鎌田字門 丈壇四一一	特定・特別医 療法人福島厚 生会	同 県福島市北 沢又字成出一六 一二	同 年 六月三〇日
めぐみ薬局	白河市六反山一 〇一二六	株式会社フア ーコス	東京都千代田区 神田練堀町六八 ムラタヤビル二 階	同 年 同月一五日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称 (個人にあつては、氏名)	開設者の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)	指定の辞退 の年月日
財団法人太田綜 合病院附属太田 熱海病院	郡山市熱海町熱 海五丁目二四〇	財団法人太田 綜合病院	福島県郡山市西 ノ内二丁目六一 一八	平成一九年 七月三二日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称 (個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)	サービスの種類
ケアサポー ト山見	会津若松市山 見町一一二	会津若松市東 山町大字石山 字院内五五六 一〇	有限会社日 本福祉介護 サービス	福島県会津 若松市山見 町一一二	訪問介護
パーソナル ケアスタッ フ常磐	いわき市常磐 上湯長谷町釜 ノ前一	いわき市常磐 上湯長谷町山 ノ神一四一四	パーソナル ケアスタッ フ株式会社	同 県いわ き市中央台 飯野四丁目 二一四	同

アップル介護サービス	伊達市保原町字泉町一〇九一三	福島市鎌田字御仮家七三一	有限会社ネットワーク	同 福島市鎌田字御仮家四九	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
社会福祉法人只見町社会福祉協議会	南会津郡只見町大字長浜字久保田三一	南会津郡只見町大字長浜字唱平六〇	社会福祉法人只見町社会福祉協議会	同 県南会津郡只見町大字長浜字唱平六〇	訪問介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ケアサポート山見	会津若松市山見町一一二	会津若松市東山町大字石山字院内五五六一〇	有限会社日本福祉介護サービス	福島県会津若松市山見町一一二

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
指定居宅介護老人保健施設	双葉郡浪江町	双葉郡浪江町	双葉郡浪江町	医療法人	福島県南相馬市

介護支援事業所 貴布衣	施設設貴布衣指定居宅介護支援事業所	大字幾世橋字田中前四二一	大字幾世橋字長田東三六	伸裕会	馬市原町区本町一丁目一四一
-------------	-------------------	--------------	-------------	-----	---------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
シヨートステイみず和の郷	福島市松川町水原字神明山二五一一	社会福祉法人あいあい福祉会	同 県福島市松川町浅川字仲松二一一	平成一九年八月一日	介護予防短期入所生活介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百八十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
財団法人太	郡山市熱海町	財団法人太	福島県郡山市	平成一九年	介護予防

田綜合病院 附属太田熱 海病院	熱海五丁目二 四〇	田綜合病院	西ノ内二丁目 六一一八	七月三一日	短期入所 療養介護
ヘルパス テーション ふぁみりあ	同 市堤二丁 目一三三	有限会社恵 比寿	同 市 堤二丁目一三 三	同 年 六月三〇日	介護予防 訪問介護
田村市指定 訪問入浴介 護事業所	田村市船引字 東中子縄七	社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会	同 県田村市 船引字東中子 縄七	同	介護予防 訪問入浴 介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第四百九十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあつ ては、住所)	サービ スの種 類
ケアサポー ト山見	会津若松市山 見町一一二	会津若松市東 山町大字石山 字院内五五六 一〇	有限会社日 本福祉介護 サービス	福島県会津 若松市山見 町一一二	介護予防 訪問介護
パーソナル ケアスタッ フ常磐	いわき市常磐 上湯長谷町釜 ノ前一	いわき市常磐 上湯長谷町山 ノ神一四一四	パーソナル ケアスタッ フ株式会社	同 県いわ き市中央台 飯野四丁目 二一四	同
アップル介 護サービス	伊達市保原町 字泉町一〇九	福島市鎌田字 御仮家七三一	有限会社社 ネットワー ク	同 県福島 市鎌田字御	介護予防 福祉用具

公告第四百九十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の  
実施について、平成十九年八月一日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成十九年八月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村
- 二 測量期間 平成十九年八月十五日から平成二十年一月十五日まで
- 三 作業の種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)  
(土木総務領域総務予算グループ)

福島県教育委員会

福島県立会津学鳳中学校条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定める規則を  
ここに公布する。

平成十九年八月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県立会津学鳳中学校条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定

社会福祉法 人只見町社 会福祉協議 会	南会津郡只見 町大字長浜字 久保田三一	南会津郡只見 町大字長浜字 唱平六〇	社会福祉法 人只見町社 会福祉協議 会	同 県南会 津郡只見町 大字長浜字 唱平六〇	調剤	仮家四九	貸与 特定介護 予防福祉 用具販売
------------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------	---------------------------------	----	------	----------------------------

(生活福祉領域介護保険グループ)

める規則

福島県立公立津学鳳中学校条例(平成十八年福島県条例第九十九号) 附則第二項の教育委員会規則で定める日は、平成十九年八月三十一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育振興課教育課の学校グループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第 10号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号) 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成19年 8月24日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1 開催の日時及び場所

(1) 初心者講習会(2に規定する初心者に対する講習会をいう。)

開催期日	開始時刻	開催場所
平成19年10月17日(水)	午前9時	郡山市労働福祉会館
同 年11月30日(金)	同	いわき市立好間公民館
同 年12月9日(日)	同	福島市国体記念体育館
平成20年 2月8日(金)	同	郡山市労働福祉会館
同 年 3月7日(金)	同	いわき市立好間公民館

(2) 経験者講習会(2に規定する経験者に対する講習会をいう。)

開催期日	開始時刻	開催場所
平成19年10月4日(木)	午後1時30分	石川警察署
同 年10月11日(木)	同	国見町観月台文化センター
同 年10月19日(金)	同	喜多方警察署
同 年10月26日(金)	同	南相馬警察署
同 年11月2日(金)	同	郡山市労働福祉会館
同 年11月9日(金)	同	南会津警察署
同 年11月21日(水)	同	須賀川ファミリーナ
同 年11月29日(木)	同	いわき市立好間公民館
同 年12月14日(金)	同	白河地域職業訓練センター
平成20年 1月18日(金)	同	福島市国体記念体育館
同 年 2月1日(金)	同	郡山市労働福祉会館
同 年 2月13日(水)	同	南相馬警察署
同 年 2月22日(金)	同	富岡警察署
同 年 3月6日(木)	同	いわき市立好間公民館

同 年 3月14日(金) 同 会津若松市北会津支所

2 講習対象者

県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(以下「初心者」という。 )及び現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているもののうち許可の更新を受けようとする者(以下「経験者」という。 )とする。

3 受講申込みの手続

講習を受けようとする者は、県内の各警察署に備え付けた猟銃等講習受講申込書2通に、初心者にあつては6,800円、経験者にあつては3,000円の手数料(福島県収入証紙によること。 )及び写真(縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル)2枚を添えて受講を希望する講習会の開催期日の5日前までに住所地在を管轄する警察署に申し込むこと。

4 講習の内容

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

初心者に対する講習 3時間

経験者に対する講習 2時間

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、

初心者に対する講習 1時間30分

経験者に対する講習 1時間

5 考查

初心者に対しては、講習終了後引き続き1時間の考查を実施する。

(生活環境課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第38号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける遺失物管理システム構築業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という)第11条及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年 8月24日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 落札に係る特定業務の件名及び数量  
遺失物管理システム構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日  
平成19年 7月5日

- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番地1号
- 5 落札金額  
15,172,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年 5月25日

(公 計 課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年七月六日付け号外第五十六号中

八	上	後ろか ら一一一	「貯金及び郵便貯金」	「貯金及び普通貯金」
---	---	-------------	------------	------------